

第 5475 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月26日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 父母からの生活費、教育費の贈与

Q：父母や祖父母から生活費や教育費を貰いましたが、これは贈与税の対象になりますか？

A：通常必要と認められるものについては贈与税の対象外です。

【解説】

贈与税では、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、課税対象としないこととされています。この場合の「扶養義務者」とは、次の者をいいます。

- ①配偶者
- ②直系血族及び兄弟姉妹
- ③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
- ④三親等内の親族で生計を一にする者

そして、扶養義務者に該当するかどうかは、贈与の時の状況により判断されます。

また、「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産とされています。

なお、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合で、その財産が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となりますので注意してください。

